

(例規 25)

陸幕人教第154号
令和4年3月10日

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長
(公印省略)

陸上自衛官の防衛功労章等の着用要領について(通達)

標記について、令和4年4月1日から別紙のとおり実施されたい。

なお、陸幕人計第455号(28.7.5)「陸上自衛官の防衛功労章等の着用要領について(通達)」は廃止する。

添付資料：別紙

陸上自衛官の防衛功労章等の着用要領について

1 趣 旨

自衛官服装規則（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 号。以下「自衛官服装規則」という。）第 1 7 条の規定に基づき、防衛功労章及び部隊功績貢献章（以下、防衛功労章等）という。）の着用要領等の細部について規定するもの

2 防衛功労章等の着用要領

(1) 着用を例とする場合

自衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）第 6 条に基づき、以下のいずれかに該当する場合、防衛功労章等を着用することを例とする。

ア 自衛隊の儀式

自衛隊旗授与式、自衛艦隊旗授与式、観閲式、観艦式、航空観閲式、表彰式、祝賀式、葬送式、離任式、着任式、入隊式、除隊式、自衛艦命名式、入校式、卒業式、追悼式

イ 公式の行事

ウ その他防衛大臣が定める場合

(2) 着用位置及び順序

ア 綬のある防衛功労章等が配布されている場合

自衛官服装規則第 1 7 条の規定に基づき、細部は付紙のとおりとする。
この際、綬のある防衛功労章等の同一種類の着用は、原則 1 個とする。

イ 綬のある防衛功労章等が配布されていない場合

従前の例により、右胸に最上級の防衛功労章を着用し、左胸に防衛記念章を着用することとする。

(3) 着用要領の選択

部隊長等は、綬のある防衛功労章の配布が完了するまでの間、配布の状況に応じ、綬のある防衛功労章が配布されている場合と配布されていない場合の着用要領のいずれかを選択することができるものとする。

(4) 着意事項

ア 外国勲章を着用する場合

防衛大臣に着用の承認を受けた外国勲章を着用する場合は、勲章等着用規定（昭和 3 9 年総理府告示第 1 6 号。以下「勲章等着用規定」という。）に基づき着用し、防衛功労章等とあわせて着用することとする。

(ア) 着用の順序

勲章等着用規定に基づいた順序で着用する。

(イ) 綬のある防衛功労章等が配布されている場合

外国勲章とあわせて左胸に着用する

(ウ) 外国勲章を左胸、右胸に最上級の防衛功労章を従前の例により着用することとする。

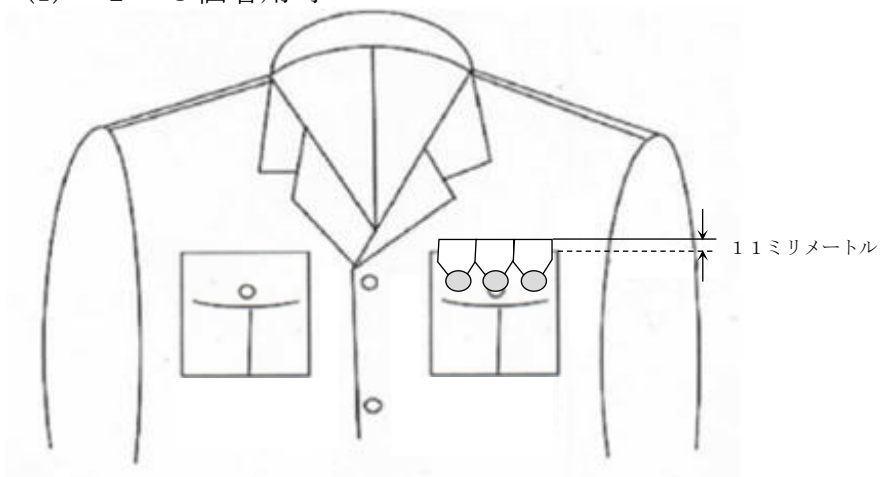
イ 職務又は技能を識別するために用いるき章の着用

自衛官服装規則第17条及び防衛記念章の制式等に関する訓令（昭和56年防衛庁訓令第43号）附図に基づき、着用することとする。

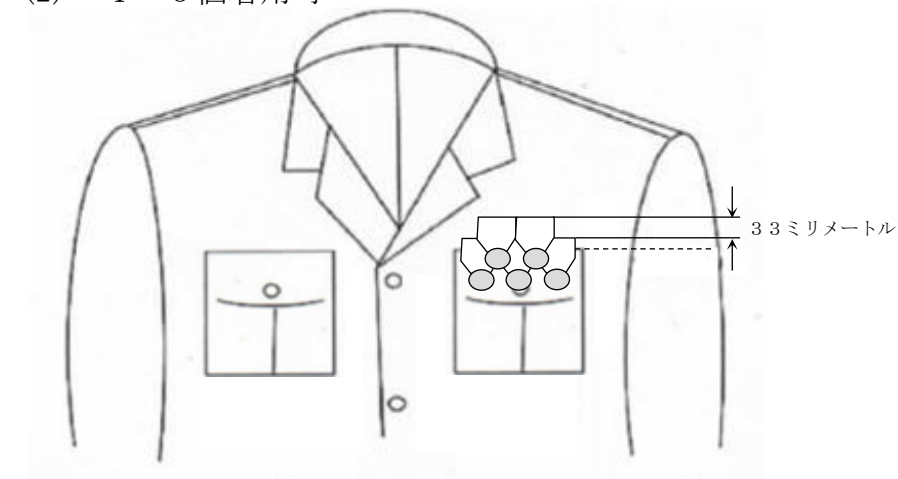
綬のある防衛功労章等の着用位置

1 常装（冬服及び第1種夏服）上衣及び第1種礼服冬（夏）服上衣

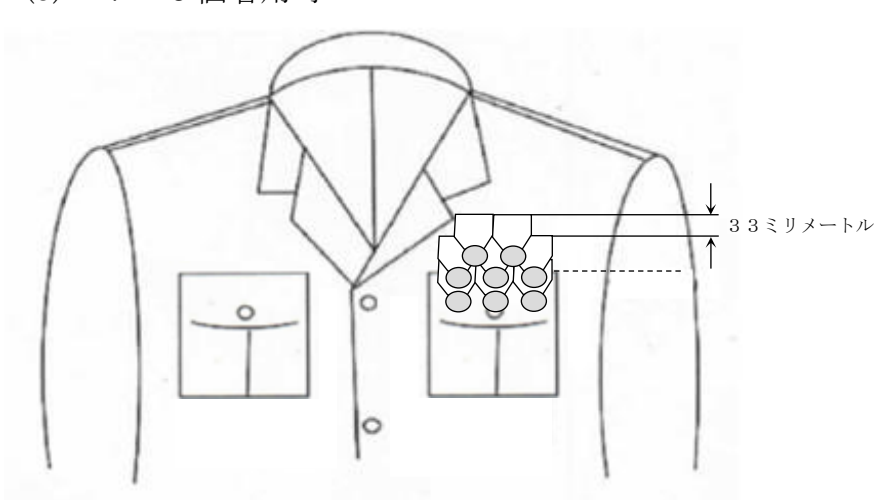
(1) 1～3個着用時



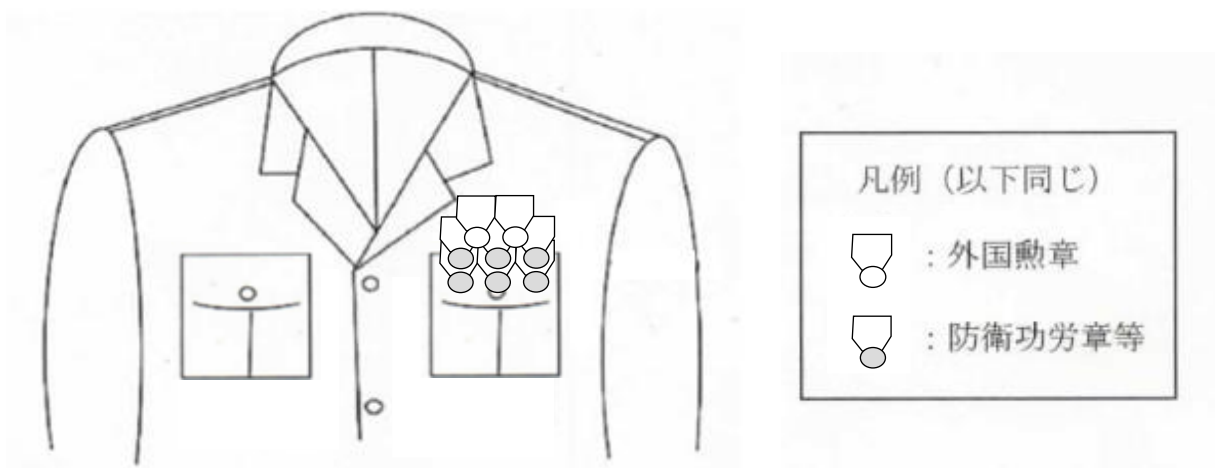
(2) 4～6個着用時



(3) 7～9個着用時



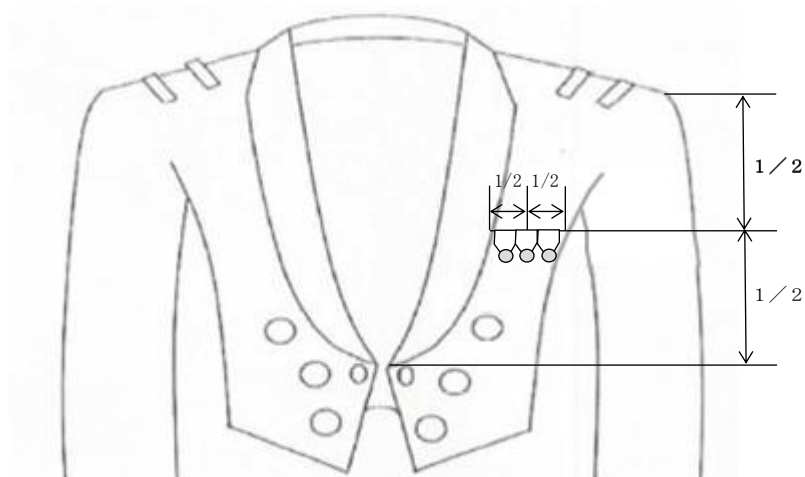
(4) 外国勲章等とあわせて着用する場合



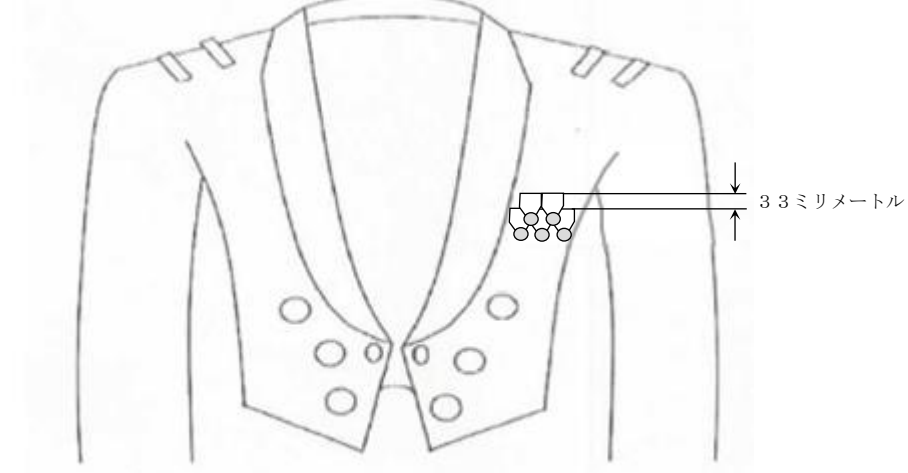
注：勲章等着用規定に基づき、外交の時宜で、外国勲章と防衛功労章等との着用順序を入れ替える

2 第2種礼装冬（夏）服上衣

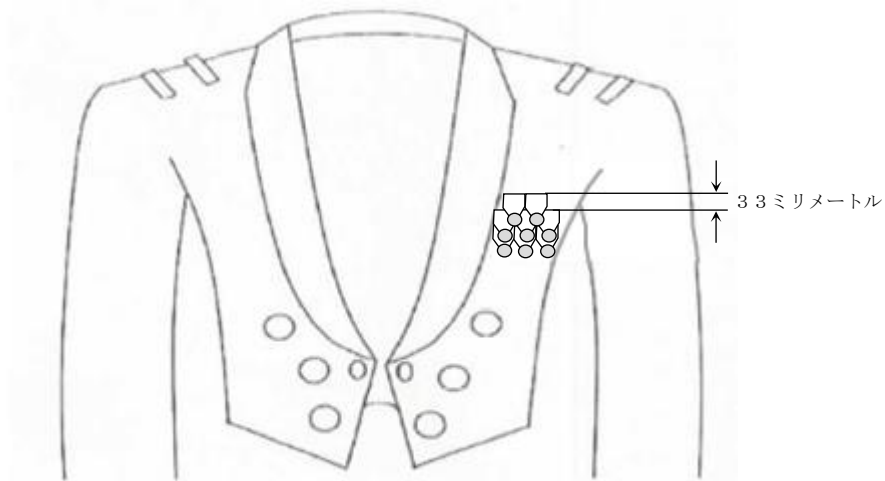
(1) 1～3個着用時



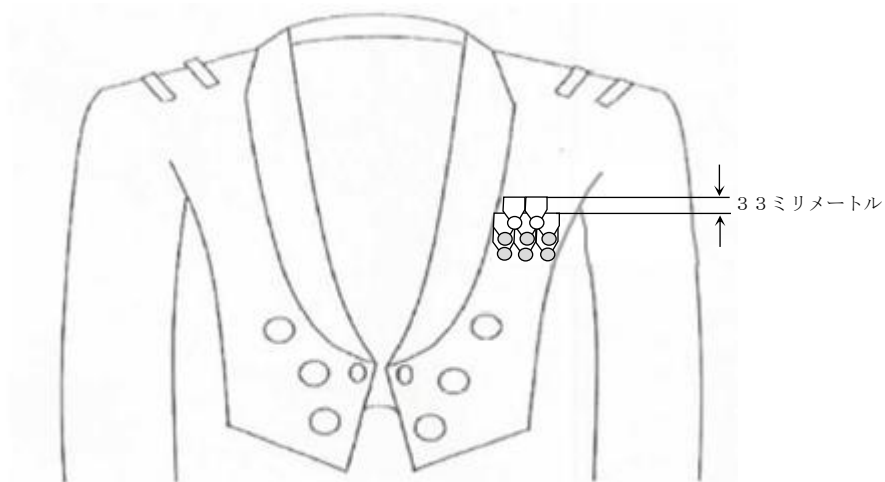
(2) 4～6個着用時



(3) 7～9個着用時



(4) 外国勲章等とあわせて着用する場合



注：勲章等着用規定に基づき、外交の時宜で、外国勲章と防衛功労章等との着用順序を入れ替える